

監委第141号  
令和6年12月25日

請求人 鷺見 智次 様

岐阜県監査委員 若井 敦子

岐阜県監査委員 恩田 佳幸

岐阜県監査委員 鈴木 祥一

岐阜県監査委員 安田 典子

岐阜県監査委員 飯沼 敦朗

令和6年11月29日に提出された住民監査請求について（通知）

令和6年11月29日に提出された住民監査請求は、下記の理由により地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第242条第1項の定める要件を満たさない請求であるため、却下します。

## 記

請求人から提出された岐阜県職員（知事）措置請求書の請求の要旨は以下のとおりであった（原文のとおり。ただし、所在地等が特定可能な表示の修正、資料表示の削除といった調整を実施した。添付書類は省略。）。

1. 美濃土木事務所は、岐阜県関市A、同所Bの土地と河川境界について、平成12年8月1日立会者（美濃土木事務所・旧洞戸村・申請者）は、官民境界の測量を実施せず目視等で官民合意したことによって、申請者である飲食店の建築物は河川法第26条第1項に違反である。
2. 令和4年8月12日付、行政手続法に基づく『処分等の求め』の申出書について、岐阜県の回答は、「当該擁壁については、河川管理上支障がないことから処分等は不要と判断しました。」

本件の回答について、岐阜県は、河川区域に民間業者が施工したにも関わらず許可した。これは、明らかに河川法第26条第1項に違反である。

3. 令和6年4月10日付、岐阜県情報公開条例に基づき民間業者が、河川法の許可申請が未提出で擁壁に穴を開けたことについて、情報公開を求めても回答がないことは、飲食店への利益を考え公開しなかった。これは、地方公務員が、特定の個人業者の利益を優先したのであって、国民の財産を守る義務を放棄したのである。
4. 令和6年3月22日付、美濃土木事務所は飲食店に対し、河川法第55条第1項を許可した。飲食店は、平成13年頃から営業し、約23年間許可で営業していたことになる。

美濃土木事務所は、職務である河川法の違法がないか等板取川の河川パトロールを実施しているが、飲食店は、国道沿いにあって見て見ぬふりしてきたことは、正に擁護、便宜、忖度と言われても反論できない。

よって令和6年3月22日河川法第55条第1項の許可をしたが、河川区域内に建築された飲食店であって、本許可は違法である。

5. 令和6年5月21日付、岐阜県情報公開条例に基づきC橋梁一般図を入手したところ、河川区域界が記載してある個所にハリコン上部が河川区域に建造され、飲食店の建築物は、約1.5m河川区域にはみ出ていることが明確となった。

よって、飲食店は、河川法第26条第1項に違反していることが証明できた。

6. 請求者は、令和3年5月に美濃土木事務所に対して、飲食店は、河川法違反ではないですかと再三再四追及したが、岐阜県は、違反では無いとし

て、飲食店を擁護、便宜、忖度を行ってきた。これは、地方公務員法第30条（サービスの根本基準）第33条（信用失墜の禁止）第35条（職務に専念する義務）に違反したことになる。

法第242条第1項の規定により、普通地方公共団体の住民は、当該普通地方公共団体の執行機関又は職員について、違法若しくは不当な公金の支出、財産の取得、管理若しくは処分、契約の締結若しくは履行若しくは債務その他の義務の負担がある（当該行為がなされ得ることが相当の確実さをもって予測される場合を含む。）と認められるとき、又は違法若しくは不当に公金の賦課若しくは徴収若しくは財産の管理を怠る事実（以下「怠る事実」という。）があると認められるときは、これらを証する書面を添え、監査委員に対し、監査を求め、当該行為を防止し、若しくは是正し、若しくは当該怠る事実を改め、又は当該行為若しくは怠る事実によって当該普通地方公共団体の被った損害を補填するために必要な措置を講ずべきことを請求することができる。

この住民監査請求の対象は、法第242条第1項に規定されている財務会計上の行為又は怠る事実に限定されている。

そして、法第242条第2項は、正当な理由があるときを除き、当該行為のあった日又は終わった日から1年を経過したときは、住民監査請求をすることはできないと定めている。

本件請求において、請求人が主張する法第242条第1項規定の行為（「怠る事実」を含む）は、「岐阜県職員（知事）措置請求書」及び添付の事実証明書によれば、次のとおりと解される。

- ① 美濃土木事務所は、平成12年8月1日、官民境界の測量を実施せず目視等で官民合意した。
- ② 岐阜県は、請求人からの「処分等の求め」の申出書に対し、令和4年8月12日付けで「当該擁壁については、河川管理上支障がないことから処分等は不要と判断しました。」と回答した。
- ③ 岐阜県情報公開条例に基づき情報公開を求めても、請求人が求める情報が公開されなかった。
- ④ 令和6年3月22日付にて美濃土木事務所が飲食店に対し、河川法第55条第1項の許可をしたが、河川区域内に建築されているので、当該許可は違法である。
- ⑤ 請求人は、美濃土木事務所に対して、当該飲食店による河川法第26条違反の事実を伝えたが、岐阜県は、違反事実を是正する措置をとらなかった。

しかしながら、請求人が主張する内容は、いずれも法第242条第1項に規定されている財務会計上の行為又は怠る事実該当するものとは認められない。

よって、本件請求は、法第242条第1項が定める要件を欠いているので不適法であり、これを却下する。